

お知らせHOTコーナー

成年後見制度の種類と内容

名称			利用できる方
法定後見制度	種類	後見	日常生活で判断能力がほとんどない方 (日常の買い物などもひとりではできない場合)
		保佐	日常生活で判断能力が著しく不十分な方 (日常の買物などはひとりでできるが、重要な財産管理などはできない場合)
		補助	日常生活で判断能力が不十分な方 (重要な財産管理などをひとりですることが不安な場合)
	手続き		利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部(☎910-0123)に申立書を提出
	申立人		利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度			現在は判断能力が十分ある方 (将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

相談窓口一覧

社会福祉協議会	☎995-3636
東部地域包括支援センター やしお苑	☎998-8895
西部地域包括支援センター ケアセンター八潮	☎994-5562
南部地域包括支援センター 埼玉回生病院	☎999-7717
北部地域包括支援センター やしお寿苑	☎930-5123

財産や権利を守る「成年後見制度」

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が支援者を選び、この支援者が法的に支援する制度が成年後見制度です。

ふれあい福祉コーナー

市民後見人について

市では法律の専門家だけでなく、地域で身近に暮らしている市民の方が市民後見人として成年後見人の役割を担うことができるよう、市民後見人を育成しています。

☎448、障がい福祉課 ☎428 課 ☎448、障がい福祉課 ☎428

特定健診を受けましょう

ワンコイン(500円)で健康チェック！

八潮市国民健康保険では、以下の項目で特定健診を実施しています。約1万円かかる健診が、ワンコイン(500円)で受けられますので、ぜひご自身の健康管理にお役立てください。

必須項目

- ・診察
- ・身体計測
- ・腹囲測定
- ・血圧測定
- ・尿検査
- ・血液検査

医師が必要と認めた場合
健診条件に該当した場合

- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・眼底検査

ご案内

対象の方へ糖尿病性腎症重症化予防事業における保健指導のご案内を送付しました。

通知が届いた方はこの機会にぜひご利用ください。

☎国保年金課 ☎214

法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

動物の占有者の責任

質問

買い物をするため、お店の前に飼い犬をリードでつないでおきました。そうしたところ、私が買い物をしている間に、飼い犬が、触ろうとした子どもを噛んでけがをさせてしまったようです。この場合、私に責任はあるのでしょうか。

回答

動物の占有者は、原則として、その動物が他人に加えた損害を賠償しなければなりません(民法718条1項)。

相談者は、犬の飼い主なので、動物の占有者にあたります。そのため、相談者は、原則として、飼い犬が子どもを噛んでけがをさせたことについて損害賠償の責任を負います。

もっとも、この責任は、動物の種類および性質に従い「相当の注意」をもってその管理をしたときは免れることができます(同項ただし書)。

問題はどんな時に「相当の注意」をしたといえるのかですが、これは個々の事案を細かく見る必要があります。

今回のように、飼い犬が人に噛みついてしまった事案だと、飼い犬の種類、年齢、大きさや飼い犬の性格、飼い犬の加害前歴の有無、飼い犬の管理状況などに問題はなかったかを総合的に見ていくことになります。なお、過去の裁判例をみると、「相当の注意」をしたと認められる事案はかなり少ないようです。

今回の事案では、相談者は、飼い犬を多数の人が往来すると見込まれるお店の前につないでいたうえ、買い物のためにその場を離れて管理を緩めていました。そのため、相談者は、飼い犬の管理について「相当の注意」をしていたとはいえないので、子どものけがについて損害賠償の責任を負うことになると思われます。

ただし、子どもが殊更に飼い犬を興奮させる行動をとったことで噛まれたなどの特別な事情がある場合、子どもの落ち度を考慮して損害賠償額の減額を求める過失相殺の主張をすることが考えられます。

☎埼玉弁護士会越谷支部 ☎962-1188 太田恭平(弁護士)

ハッピーこまちゃんのイラスト
をご活用ください

☎秘書広報課 ☎423

八潮市マスコットキャラクターのハッピーこまちゃんのイラストを、チラシやポスターなどに使用することができます。

イラストの使用には申請が必要です。使用できるイラストや申請、使用する際の注意について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※営利目的で使用する場合は、「使用商品等販売状況報告書」の提出が必要です。

使用できるイラスト例



昨年度の主な使用例

筆記用具、シール、お菓子、チラシ・パンフレット、手帳など

イラストは、個人・企業などに関わらず、申請によりどなたでも使用することができます。



図書館
だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介します。

■一般書

「あめつちのうた」

朝倉宏景 著

「全部ゆるせたらいいのに」

一木けい 著

「ボニン浄土」

宇佐美まこと 著

「晴れ、時々くらげを呼ぶ」

鯨井あめ 著

「ないものねだりの君に光の花束を」

汐見夏衛 著

「会いに行って」

笹野頼子 著

■児童書

「南極のさかな大図鑑」

岩見哲夫・文 廣野研一 絵

「妖怪たちと秘密基地」

富安陽子 作 山村浩二 絵

「イブリン」

村上しいこ 作

「ぼくらはもりのダンゴムシ」

まつおかたつひで さく

「ファイアー」

長谷川集平 作

■9月の上映会の日

○八條図書館

▼児童向け 11月13日(日)・27日(日) 午前

2時

○八幡図書館

▼児童向け 11月13日(日)・20日(日) 午後

2時

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

■9月の休館日

八幡・八條図書館

7日(月)・14日(月)・23日(水)・28日(月)

駅前出張所図書窓口

毎週土・日曜日、21日(祝)・22日(祝)

八幡 ☎995-6215
八條 ☎994-5500